

# 運 営 規 程

## ユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホームゆるり

### 第1章 施設の目的及び運営方針

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人翔の会（以下「法人」という。）が開設する特別養護老人ホームゆるり（以下「施設」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正なユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームゆるり
- (2) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市今宿473-1

### 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

#### (職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- (1) 施設長 1名（常勤・兼務）  
施設長は、施設の職員等及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 課長 1名以上（常勤・兼務）  
課長は、施設長を補佐し施設の職員等及び業務の管理を一元的に行う。
- (3) 生活相談員 1名（常勤・専従）

生活相談員は、入居者の入退居業務を行うとともに自らも施設サービスの提供にあたるものとする。

- (4) 介護支援専門員 1名(常勤・兼務)  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名(常勤・兼務)  
機能訓練指導員は、入居者の機能訓練に当たる。
- (6) 医師 1名以上(嘱託)  
医師は、入居者の健康管理に当たる。
- (7) 看護職員 4名以上(正看護師常勤・専従1名、常勤換算・兼務3名以上)  
看護職員は、入居者の健康管理に当たる。
- (8) 介護職員 42名以上(常勤専従ユニットリーダー2名以上、常勤換算・兼務40名以上)  
介護職員は、施設サービスの介護等の提供に当たる。
- (9) 管理栄養士 1名以上(常勤・兼務)  
管理栄養士は、食事の提供にあたり、バランスの良い栄養価を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。
- (10) 事務員 1名以上  
事務員は、必要な事務を行う。
- (11) 宿直職員 1名以上/日  
宿直職員は、施設の宿直業務を行う。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、その他の職員を置くことができる。

#### (職務)

第5条 職員は、「施設」の設置目的を達成するために必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に、福祉は介護のみで完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。
- (2) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の計画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (3) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (4) 看護職員は、利用者の看護及び保健衛生管理に従事する。
- (5) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、委託調理業者との連絡調整等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (6) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 介護支援専門員は、相当期間入所される場合は【ユニット型短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
- (8) 事務員は、庶務及び会計業務、施設管理営繕業務に従事する。
- (9) 宿直職員は、施設の宿直業務に従事する。

### 第3章 利用定員

(定員)

第6条 利用定員は指定介護予防短期入所生活介護と合わせて1ユニット10名とする。

2 1の居室の定員は1名とする。

### 第4章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(ユニット型指定短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第7条 ユニット型指定短期入所生活介護計画を作成する場合は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に作成する。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護計画を作成する。作成したユニット型指定短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は利用者に交付するものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、その内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、ユニット型指定短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供)

第8条 ユニットケアを行うにあたっては、利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切に行う。利用者の嗜好に応じた趣味、教養に係る活動の機会を提供するとともに利用者が自律的に行えるよう支援する。

(入浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。但し、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがある場合など、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第10条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第11条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間にて適温で行う。

(ア) 朝食 午前8時～

(イ) 昼食 正午～

(ウ) 夕食 午後6時～

(機能訓練)

第13条 利用者の家庭環境を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため機能訓練を行う。日常生活及び余暇活動の実施に当たっても、その効果を配慮する。

(健康管理)

第14条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じ記録を保存するものとする。

(相談・援助)

第15条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(身体的拘束)

第16条 サービス提供にあたっては、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を禁止しています。

身体拘束を行う場合は、事前に入所者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。ただし、やむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明するものとします。

2 身体拘束等の適正化のための指針を作成し、その指針に沿ってケアの実施に努めていくものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村

に通報するものとする。

(利用料等)

第18条 ユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該ユニット型指定入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。

2 前項以外のその他の費用については、別紙料金表によるものとする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

## 第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第19条 通常の送迎の実施地域は、茅ヶ崎市、寒川町とする。

## 第6章 サービス利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(日課の尊重)

第20条 利用者は、健康と生活安定のため日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(面会)

第21条 利用者が外来者と面会しようとする時は、玄関に備え付けの面会カードにその氏名を記録するものとする。面会時に持参した物品は、必ず職員に連絡するものとする。

(健康留意)

第22条 利用者は努めて健康に留意するものとする。

(衛生保持)

第23条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

2 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、衛生保持の管理に努めなければならない。

(施設内の禁止行為)

第24条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- (6) 喫煙。

(秘密の保持)

第25条 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。

2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

## 第7章 緊急時における対応方法

(緊急時に於ける対応方法)

第26条 ユニット型指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関、家族等に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

## 第8章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第27条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 非常災害用設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会うものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第28条 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第9章 感染症対策

(感染症対策に関する事項)

第29条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の

定期的な開催及びその結果について従業者への周知

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

## 第10章 その他の運営についての重要事項

(苦情処理)

第30条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。

- 2 施設は、市町村、国保連合会が行う調査に協力し、市町村、国保連合会による指導又は助言に従って必要な改善を行い、内容を報告する。

(その他運営についての留意事項)

第31条 施設は職員に対し、資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時にオリエンテーションを行う
- (2) 継続研修 年1回、権利擁護研修を行う
- (3) 感染症及び食中毒の予防とまん延の防止のための研修 年2回
- (4) 事故発生の防止のための研修 年2回
- (5) 身体拘束適正化のための研修 年2回

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人翔の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規定は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 2015年 4月 1日改定
- 3 2017年 4月 1日改定
- 4 2018年 4月 1日改定
- 5 2021年 4月 1日改定
- 6 2022年 12月 1日改定
- 7 2024年 4月 1日改定